

（仮称）台東区駐車場整備計画検討委員会（令和 7 年度 第 2 回） 議事要旨

1 日 時 令和 7 年 9 月 9 日（火）14:00～16:00

2 場 所 台東区役所 10 階 1002 会議室

3 委員等（委員 10 名中 10 名出席）※敬称略

【学識経験者】	日本大学教授（交通計画、交通工学、都市計画）	小早川 悟（委員長）
	東京海洋大学准教授（都市貨物、貨物交通）	坂井 孝典（副委員長）
【関係行政部局】	上野警察署 交通課長	飯沼 智弘（代理：後藤）
	浅草警察署 交通課長	中居 貴幸（代理：小西）
	蔵前警察署 交通課長	原田 裕助
	下谷警察署 交通課長	古谷 浩（代理：鈴木）
	東京都都市整備局 都市基盤部 モビリティ政策課長	新妻 基晴（代理：天野）
【台東区】	東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課長	上原 伸一
	台東区 都市づくり部長	寺田 茂
	台東区 土木担当部長	原島 悟
【事務局】	台東区 都市づくり部都市計画課	

4 会議要旨

（1）議 事

- 1）開会
- 2）議題（1）前回検討委員会における主な意見と対応
⇒事務局より資料1を説明。
- 3）議題（2）駐車施策の方向性の検討
⇒事務局より資料2を説明。
- 4）議題（3）今後のスケジュール（案）
⇒事務局より資料3を説明。
- 5）閉会

(2) 質 疑

【議題（１）前回検討委員会における主な意見と対応】

[委員]

- ・参考資料２に記載した需給バランス等の内容は、資料２にも反映されているという認識でよいか。

<事務局>

- ・そうである。

【議題（２）駐車施策の方向性の検討】

[委員]

- ・５頁：本計画で具体的な整備目標量を定めないことについては、東京都と事前に調整しているのか。

<事務局>

- ・事前に東京都に相談した際に、具体的な整備目標量を定めない方向性について説明を行っている。

<委員>

- ・東京都の了解が取れているのであれば問題ない。
- ・36-37頁：パーキング・メーター等の適正利用の促進については、警視庁とのすり合わせはできているのか。

<事務局>

- ・これから調整を行いたい。

<委員>

- ・本件については各所轄警察署で持ち帰っていただき、内部で検討いただきたい。
- ・集合住宅条例の見直しについては、台東区内部でオーソライズはできているのか。本計画に記載して問題ないか。

<事務局>

- ・集合住宅条例の規定を見直す旨は住宅マスタープラン等の区の計画で示しているが、具体的にどのように見直すかは、地域の実態等を踏まえたうえで、今後検討していきたい。

<委員>

- ・本計画の策定にあたっては、様々な関係部署と擦り合わせを行ったうえで最終案につなげてほしい。

[委員]

- ・集合住宅条例が策定された目的を教えてほしい。駐車場が不足していたからか。また、当初の意図通りに運用されなかった等、規定の見直しを検討することとなった背景を教えてほしい。

<事務局>

- ・駐車場の附置が規定されたのは、駐車場が不足していたからではなく、住環境の質の向上のために１台確保したほうがよいと考えられたため、このような規定が盛り込まれた。

<委員>

- ・見直すということは、実際の居住者の需要がなかったということか。

<事務局>

- ・本条例では駐車場の用途について特段規定しておらず、現状は一部建物で駐車場が時間貸し等によ

り居住者以外に利用されている実態がある。区全体で一律に見直すのではなく、例えば商店街では店舗が小規模なマンションに建て替わり、駐車場の出入口が商店街の通りに面して作られる場合が多いが、このような場合に駐車場を設けることが適切なのかということもあるので、地域の実態に応じた見直しを検討する。とりわけ商店街においては、駐車場の出入口を通りに面して設けることにより、賑わいの連続性が途切れてしまう問題もあるので、見直しを検討したい。

＜委員＞

- ・商店街における状況等、具体的な例示についても本文中で言及があったほうが分かりやすいと考える。

[委員]

- ・18-20 頁に路上駐車の状況や課題を掲載しているが、こちらに対応する施策は何か。33 頁には景観協定の事例や通りごとの施策の方向性が記載されているが、路上駐車への対策とどう結びついているのか。

＜事務局＞

- ・路上駐車に対応する施策は、36-37 頁にかけて整理している。33 頁は駐車施設の配置適正化に対応した地区ごとの施策の方向性を整理しており、上野・浅草では面的に配置適正化を検討する必要がある一方で、中部・南部地区ではより狭い範囲や通りごとに配置適正化を検討する必要があることを示している。

＜委員＞

- ・承知した。パーキング・メーター等の適正利用の促進については、上野・浅草地区ではあまり対象にしないということか。計画の精度を上げていくなかで、上野・浅草地区についてはどうするかも検討したほうがよいと思われる。

[委員]

- ・15 頁：浅草橋周辺も「特に歩行者の回遊性を高めるエリア」の対象だが、当該エリアでも地域ルールを検討を進めるなら、39 頁に浅草橋周辺についても記載したほうがよいと思う。浅草橋周辺は南部地区に属するが、どちらかといえば上野・浅草の特性に近いため、書き分けたほうがよいと考える。

＜委員＞

- ・確かに書き分けたほうがよいかもしれない。

＜事務局＞

- ・浅草橋周辺の取り扱いについて検討する。

[委員]

- ・計画案を各組織（警視庁、東京都）で持ち帰って精査していただき、指摘や意見があれば、今月中を目処に事務局にご連絡いただきたい。

【議題（3）今後のスケジュール（案）】

※意見・質問等はなし

【その他】

〔事務局〕

- ・ 次回の第3回検討委員会は、11月6日（木）14時から開催予定である。

以上